

## 卒業認定に関する方針について

卒業の認定は、ディプロマポリシーで設定した能力と学則第19条に規定された2年間以上在学し、総授業時数2280時間以上を履修し、必修科目76単位、選択科目11単位以上の単位を修得した者について、学則第31条に規定された職員会の議を経て卒業の認定を行っている。

(参考)

学則第19条

学生が、本養成所の課程を修了するには、2年以上在学し、次に定める課程の修了に必要な総授業時数を履修し、規定の単位を修得しなければならない。

学 科	必修科目	選択科目	総授業時数
幼稚園教員・保育士科	76単位	11単位以上	2, 280時間以上

学則第31条

所長は、本養成所に2年間以上在学し、かつ第19条に規定する卒業の要件を充たした者について、職員会の議を経て卒業の認定を行う。

2 所長は、前項の規定により卒業の認定を行った幼稚園教員・保育士科修了者には卒業証書、専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号（別記第9号様式）、指定保育士養成施設卒業証明書（別記第10号様式）を授与する。